

生田哲郎◎弁護士・弁理士／寺島英輔◎弁護士

「くるんっと前髪カーラー」(標準文字)なる構成の商標について、商標法3条1項3号に該当するとして、審決を取り消した事例

[知的財産高等裁判所 令和5年9月7日判決 令和5年(行ケ)第10030号]

1. 事件の概要

本件は、商標法3条1項3号、同項6号、および4条1項16号に基づく商標登録無効審判請求が成り立たないと判断した審決(無効2022-890041号事件)の取消訴訟です。被告は、商標登録第6399042号の商標(商標の構成:「くるんっと前髪カーラー」(標準文字)、指定商品:第26類「頭飾品、ヘアカーラー(電気式のものを除く)」)(以下、本件商標)の商標権者です。

3条1項3号該当性につき、特許庁と裁判所の判断が分かれた事例です。裁判所の当てはめが実務上参考になりますので、本稿にて紹介します。

2. 争点

本件では、3条1項3号、同項6号、4条1項16号の各該当性に係る判断の誤りが争点となりましたが、事案に鑑み、3条1項3号該当性についてのみ取り上げます。同号は、商標登録を受けることができない商標として、商品の産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、形状といった特徴などを普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標を挙げており、その該当性が問題となりました。

3. 特許庁の審決

特許庁は以下のように述べ、本件商標は3条1項3号に該当しないと判断しました。

「本件商標は、『くるんっと前髪カーラー』の文字を標準文字で表してなるところ、その構成文字は、同じ大きさ及び書体で、間隔なく、横一列にまとまりのよい構成からなるから、構成文字全体で一連一体の語を表してなるものである。

本件商標の構成文字は、『はずみをつけて回るさま。軽やかに巻かれているさま。』を示す擬態語である『くるん』の文字……、『男子または婦人の額上の毛を束ねたもの』の意味を有する『前髪』の文字……、『頭髮を巻きつけてカールさせるための円筒形の用具』の意味を有する『カーラー』の文字……を、促音や格助詞『と』などを介して結合してなるところ、構成文字全体としては成語や文章としての意味合いを特定するためには言葉が不十分であるから、各文字の語義に相応する漠然とした意味合いを連想させるとしても、具体的な意味合いまでは直ちに認識、理解することができず、商品の品質表示としては具体性を欠くものである」

「美容情報と関連する雑誌記事やインターネット情報などにおいて、『前髪にもくるんっとカールを加えれば愛され度アップ!』……、『はさんでくるんっと理想の前髪』……、『中途半端な前髪をくるんっと綺麗に巻く方法』……などのように、髪が巻かれた様子を表すために『くるん』という擬態語が使用される場合があることは把握することができるとしても、本件商標のような文字構成からなる文章が、商品の具体的な品質等を表示する慣用的な表現として取引上一般に採択、使用されている事実関係は見いだせない」

4. 裁判所の判断

(1) 裁判所は、本件商標の構成について「本件商標は、『くるんっと前髪カーラー』の文字を標準文字で表してなるものであるから、本件商標を構成する文字は、当然に、同じ大きさ及び同じ書体のものであり、また、これらの文字は、当然に、等間隔かつ横一列に、まとまりのある態様で並べられている。したがって、本件商標は、これを構成する文字の全体をもって、一連一体の語句を表すものであると理解されるものである。本件商標の商標法3

条1項3号該当性を判断するに当たっては、このような一連一体の語句を構成する各語の意味に加え、取引の実情に照らし、取引者又は需要者によって、当該一連一体の語句が、商品の品質、効能、用途等の特徴を示すものと一般に認識されるものであるかどうかを検討する必要がある（昭和61年最判参照）」と判示しました。

(2) 次に裁判所は、本件商標に接した取引者または需要者の認識について、辞典の記載のほか、ウェブサイトにおける使用例（「簡単くるん前髪」「中途半端な前髪をくるんっと綺麗に巻く方法」「くるんっとした前髪」など）、および新聞記事における使用例（「僕の髪は長くて前髪があって、くるんとはねている」「自分で切った前髪はくるんと真ん中でカールせず」「オスは前髪が、くるんとカールしているのが特徴だ」など）を引用したうえで、以下のとおり判示しました。

『前髪』及び『カーラー』の各語は、本件査定日当時、それぞれ前記……の意味（引用者注：『前髪』は『額に垂れ下がる髪』、『カーラー』は『頭髪を巻きつけてカールさせるための円筒形の用具』）を有するものとして、我が国において高い信頼性を有すると認められる国語辞典に掲載されていたものであるところ、弁論の全趣旨によると、当該各語がそのような意味を有する語であることは、本件査定日当時、本件商品に係る取引者又は需要者……にとって極めて明確であったものと認められる」

「他方、辞典に記載された『くるん』の語の意味及び用例……、本件査定日

前のウェブサイト及び新聞記事における『くるんと』等の語の使用例……並びに日本語の文法に照らすと、『くるんと』の語は、前髪を含む毛髪について用いられるときは、通常、『(毛髪が) 丸く曲がった様子』を示す語として用いられている。また、ウェブサイトにおける『くるんと』等の語の使用例……に照らすと、『くるんと』の語と『くるんっと』の語は、促音の有無により互いに意味を異にするものとは認められない。そうすると、『前髪』の語の直前に置かれた本件商標の構成中の『くるんっと』の語は、それが副詞として修飾することになる用言（動詞、形容詞等）が明示されていなくても、その内容は自明であって、通常、『(前髪が) 丸く曲がった様子』を示すものとして、本件需要者等に認識されるものと認めるのが相当である。

……仮に本件商標の構成中の『くるんっと』の語がカーラーを回転させる動作の様子を示す語として用いられていたとしても、当該語は、カーラーを使用する者の当たり前の動作を表現するものにすぎないから、商標法3条1項3号該当性との関係では、商品の用途や使用の方法を普通に用いられる方法で表示したことになるだけであり、かつ、当該動作によりカーラーを使用した結果は、前髪が丸く曲がった状態のはずであるから、本件商標に接した本件需要者等の認識が……『くるんっと』という語は、前髪が丸く曲がった様子を示すものであるとの認識……と異なるものになるとは思われない。

以上によると、本件査定日当時、……『くるんっと前髪カーラー』の語句に接した本件需要者等は、通常、当該

語句が『丸く曲がった前髪を作るカーラー』を意味するものと認識することになると認めるのが相当である。なお、……被告は、本件査定日当時、被告商品の品質、効能等をうたう宣伝文句として、『くるんっとカールした前髪ができちゃう!』及び『くるんっと内側にカールした前髪をセットするためのカーラーを考えました』との文言を用いていたとの事実が認められるが、これは、『くるんっと前髪カーラー』の語句に接した本件需要者等において、当該語句が『丸く曲がった前髪を作るカーラー』などを意味するものと認識したとの上記認定に符合する」

(3) そのうえで裁判所は、本件商標の3条1項3号該当性について、『くるんっと前髪カーラー』の語句に接した本件需要者等は、当該語句が『丸く曲がった前髪を作るカーラー』を意味すると認識することになるところ、『カーラー』は、『頭髪を巻き付けてカールさせるための円筒形の用具』であるから……、『くるんっと前髪カーラー』の語句は、単に本件商品（電気式のものを除くヘアカーラー）の効能等を述べたものにすぎない。また、本件商標は、『くるんっと前髪カーラー』の語句のみからなり、当該語句を標準文字で表すものであって、本件商品の効能等を普通に用いられる方法で表示するものである（『くるんと』の語に促音を付加した『くるんっと』の語を用いた表現が特殊なものであるということとはできない。）。したがって、本件商標は、本件商品の品質、効能等を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標であるということが出来るから、商標法3

条1項3号に掲げる商標に該当する」と判示し、原告が主張する取消事由は理由があると結論付けました。

5. 考察

(1) 産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、形状といった特徴を表示記述する商標（記述的商標、3条1項3号）は、商標の本質的機能である自他商品の識別力を欠き、特定の業者に独占させるのは妥当でないことから、商標登録を受けることができません。

該当する具体例として、貯水タンクについての「クリーン」、電気毛布についての「安眠ケット」、タッチパネル等に触れる入力方式を採用したパソコン等についての「MULTI-TOUCH」（知財高判平成23年12月15日）などが挙げられます。

(2) 3条1項3号該当性について、特許庁の審査基準では、商品がその指定商品に使用されたときに、取引者または需要者が商品の品質、効能といった特徴等を表示するものと一般に認識する場合、同号に該当すると判断されます。もっとも、商標が商品の特徴等を表示するものとして、現実に用いられていることまでは要求されません（商標審査基準第1の五の1）。

この基準は、法3条1項3号の産地表示の該当性について、「必ずしも当該指定商品が当該商標の表示する土地において現実に生産され又は販売されていることを要せず、需要者又は取引者によって、当該指定商品が当該商標の表示する土地において生産され又は販売されているであろうと一般に認識されることをもって足りる」と判示し

た判例の基準（最一小判昭和61年1月23日裁判集民事147号7頁。本判決が参照する「昭和61年最判」）が一般的に表現されたものと解されます。

なお、商標が「コクナール」「スグレータ」「とーくべつ」「うまーい」「早ーい」等のように長音符号を用いて表示されている場合で、長音符号を除いて考察して商品の特徴等を表示するものと認められるときは、原則として商品の特徴等を表示するものと判断されます（商標審査基準第1の五の1）。

また、同号の「普通に用いられる方法で表示する」について、商品の取引の実情を考慮し、その標章の表示の書体や全体の構成等が、取引者において一般的に使用されている範囲にとどまる場合は該当性が肯定され、その範囲にとどまらない特殊なものである場合は、該当性が否定されます（商標審査基準第1の五の5）。

(3) 本件の「くるんっと前髪カーラー」は、特許庁の審決では具体的な意味合いまでは直ちに認識、理解することができず、商品の品質表示としては具体性を欠くとされ、品質表示の該当性が否定されました。また、商品の具体的な品質等を表示する慣用的な表現として、取引上一般に採択、使用されている事実がないことを理由に3条1項3号該当性が否定されましたが、これは「普通に用いられる方法で表示する」

の要件を欠くと判断されたものと解されます。

他方、本判決では「くるんっと前髪カーラー」の語句に接した本件需要者等は、通常「丸く曲がった前髪を作るカーラー」を意味するものと認識するとされ、「カーラー」が「頭髪を巻きつけてカールさせるための円筒形の用具」を意味することを踏まえ、本件商品の効能を表示するものと認定されました。また「くるんっと前髪カーラー」は、単に電気式のものを除くヘアカーラーの効能を述べたに過ぎず、「くるんっと」の語に促音を付加した「くるんっと」の語を用いた表現が特殊なものとはいえないとして、「普通に用いられる方法で表示する」の要件も満たすと判断されました。

このような特許庁の審決と本判決の判断の違いは、本件商品の取引者・需要者が一般に「くるんっと前髪カーラー」の意味をどのように認識・理解するか、その表示の書体や全体の構成が取引者において一般的に使用されているものか否か、といった点についての事実認定が異なったことによるものでしょう。前記昭和61年最判を一般化した判断枠組みと、被告の宣伝広告の表示を含む実際の多数の使用例に基づき、本件商標に触れた取引者・需要者の一般的な認識を丁寧に認定した本判決の結論は、妥当と解されます。

いくたてつお

東京工業大学大学院修士課程修了。技術者としてメーカーに入社。弁護士・弁理士登録後、もっぱら、国内外の侵害訴訟、ライセンス契約、特許・商標出願等の知財実務に従事。この間、米国の法律事務所に勤務し、独国マックス・プランク特許法研究所に在籍。

てらしま えいすけ

東京大学経済学部経済学科、同経営学科卒業。知的財産法務以外にも、多数の一般民事事件、刑事事件における豊富な経験・実績を有する。交渉・訴訟対応全般を得意とする。AI・機械学習分野における法務も取り扱う。統計検定（1級・統計数理、準1級）取得。